

研究不正防止と倫理教育

これまでも研究不正が単発的に報道されていたが、平成26(2014)年1月に発表されたSTAP細胞論文をきっかけに大きな社会問題となった。わが国の研究施設で不正行為や研究費の不正使用が少なからず発生していることは、由々しき事態である。近年、科学技術の研究レベルが急速に高度化し、研究開発分野においてもグローバル化が進み、開発スピードも加速化した。さらに研究者間での競争が厳しくなり、研究費取得のため期限付きで研究成果が求められ、論文著者の責任が十分に認識されていないことなどが研究不正の発生要因として挙げられる。科学技術研究とは自然、人間、社会におけるすべての現象を正しく捉え、真理を見だし、基本原理を発見し、人類の平和と進歩を追求することである。社会が研究者に託した夢と希望を裏切る行為は容認されることなく、研究者はこの期待と責任を十分に認識すると共に倫理観や道徳観が欠如してはならない(第119回総合科学技術会議 意見書, 2014年4月14日)。

一方、文部科学省では、科学技術・学術審議会の特別委員会が、平成18(2006)年に作成した「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を基盤として、研究機関に対し必要に応じて対応してきた(研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書— 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会, 2006年8月8日)。しかし、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、平成26(2014)年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)(改正2014年2月18日)], 同年8月には「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」[研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定), 2014年]の改正が行われ、東邦大学(本学)では平成26年度より、研究者を始めとして公的研究費の管理等に携わる事務・技術職員も「公的研究費使用ルール説明会への参加」および「研究倫理教育の受講必須と習熟度テストによる理解度の確認」を義務化した。平成24(2012)年9月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を基本とした不正防止計画を定め、その後「東

邦大学研究者行動規範」, 「東邦大学における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程(以下「不正使用防止規程」)], さらに「東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会規程」を制定し、同年12月1日より施行した。文部科学省から平成26年に提示された前述の2つのガイドラインの内容を受け、既存の「不正使用防止規程」を一部修正し、平成27(2015)年4月1日付で施行した。この不正使用防止規程の中で「研究活動の不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造・改ざん・盗用, および論文の二重投稿や不適切なオーサーシップのことをいう」と定義し、さらに「故意または研究者としての基本的な注意義務を怠ったことによる、捏造・改ざん・盗用を『特定不正行為』と定義した。その他、本学の研究者として東邦大学研究者行動規範に反する行為も不正行為と定義した。

平成26(2014)年に開催された総合科学技術会議では研究不正を抑止するため、①各研究者による研究倫理の習得涵養・遵守, ②組織レベルで研究不正が起こりにくい仕組みづくり, ③研究不正発生時に適切な対応が取れる体制の整備, が不可欠との見解が示された(第119回総合科学技術会議 意見書, 2014年4月14日)。

本学では平成26年度より責任体制を明確化するため、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者(財務担当理事, 事務局長), コンプライアンス推進責任者(4 学部長, 各事務部長), コンプライアンス推進責任者補佐(3 病院長), コンプライアンス推進副責任者(各講座・教室責任者)を設け、責任範囲と権限を明確化した。また研究倫理教育としてCITI JAPANプログラム[Collaborative Institutional Training Initiative (CITI) Japanプログラム]を全学的に導入し、研究倫理教育の受講者管理・啓発・履修状況の管理等を義務とした。

大学や研究機関は、積極的に研究に取り組み、優れた研究成果を生み出すことが使命であるが、同時に不正行為が起こらないような環境づくりが重要である。また研究者に対して高い研究倫理観を教育・啓発し、学生や若手研究者に対する研究倫理指導も不可欠である。

(学長：山崎純一)